七二・二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		A
七二・二八	その他の合金鋼その他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒		A
七二・二九	その他の合金鋼の線		A
第七三類	鉄鋼製品		
七四〇一・〇〇	銅及びその製品 銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）		A
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅		A
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊		A
七四〇三・一一	精製銅 陰極銅及びその切断片 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B5
七四〇三・一二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		A
	ワイヤバー 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B3
七四〇三・一三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		A
	ビレット 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B3
七四〇三・一九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		A
	その他のもの 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。） 精錬用のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B3
	その他のもの		A
七四〇三・二一	銅合金 銅・亜鉛合金（黄銅）		A
七四〇三・二二	銅・すず合金（青銅）		A
七四〇三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）		A

七四〇四・〇〇	銅のくず		A
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ		A
七四・〇六	銅の粉及びフレーク		A
七四・〇七	銅の棒及び形材		A
七四・〇八	銅の線		A
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）		A
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）		A
七四・一一	銅の管		A
七四一一・一〇	精製銅のもの		B4
七四一一・一一	銅合金のもの 銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		三%
七四一一・一二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		A
七四一一・二九	その他のもの		A
七四一三・〇〇	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		A
七四・一二	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）		A
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッタ－ピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品		A
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）		A
七四・一九	その他の銅製品		A
第七五類	ニッケル及びその製品		
七五・〇一	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物		
七五〇一・一〇	ニッケルのマット		A
七五〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物（焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のものに限る。）	一一・七%（その率がキログラムにつき四四円の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B7
七五・〇二	ニッケルの塊 その他のもの 酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。）	三%	B7
七五〇二・一〇	ニッケル（合金を除く。）	一一・七%（その率がキログラムにつき四四円の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B7
七五〇二・二〇	ニッケル合金 ニッケルの含有量が全重量の五〇%未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの	三%	B7
七五〇三・〇〇	その他のもの ニッケルのくず		A